

令和4年 7月 6日

業 者 各 位

村上市 観光課 観光交流室

道の駅朝日基本設計業務委託  
参加表明書に係る質問の回答について

記

令和4年7月1日付で公示した「道の駅朝日基本設計業務委託」における参加表明書に係る質問について別紙のとおり回答いたします。

－以 上－

No.	質 問	回 答
1	<p>(1)「説明書 P1.(4)業務実施上の条件」について</p> <p>参加表明書の提出者に対する要件として、設計共同体の場合「構成員それぞれが本業務で分担する業種の下記 [1] 若しくは [2] の実績を 1 件以上有すること。」と記載されていますが、構成員のうち、どちらかが該当する業務実績を有していれば、設計共同体として参加可能と認められますでしょうか。</p>	<p>参加表明書の提出者に対する要件として、設計共同体の場合「構成員それぞれが本業務で分担する業種の下記 [1] 若しくは [2] の実績を 1 件以上有すること。」と記載されていますが、参加表明書を提出する者のうち設計共同体の場合は、構成員により [1] 同種業務若しくは [2] 類似業務の実績を満たしていれば参加可能と認められます。</p> <p>別途、道の駅朝日基本設計業務委託説明書を修正し公示します。</p>

令和 4 年 7 月 7 日

業 者 各 位

村上市 観光課 観光交流室

道の駅朝日基本設計業務委託  
参加表明書に係る質問の回答について

記

令和 4 年 7 月 1 日付で公示した「道の駅朝日基本設計業務委託」における参加表明書に係る質問について別紙のとおり回答いたします。

—以 上—

No.	質 問	回 答
1	<p>委託説明書3項2)①について、配置予定管理技術者の所有資格は、建築士資格は構造設計一級と設備設計一級の両方を取得していることが条件でしょうか。</p> <p>また、この建築士資格をはじめ、記載されている資格全てを取得していることが条件でしょうか。</p> <p>記載資格のいずれかを取得していれば良いのでしょうか。</p>	<p>委託説明書3項2)①について、配置予定技術者の資格に対する要件は、予定管理技術者の場合、道の駅朝日基本設計業務委託説明書の「1. 業務概要 (4) 業務実施上の条件 2) 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。」に記載のとおり、「・建築士資格(一級、構造設計一級、設備設計一級)、・技術士(総合技術監理部門ー建設)、・技術士(建設部門)、・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者、・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)」のいずれかの資格を有する者としています。</p>
2	<p>構造設計、電気設備設計、機械設備設計の協力事務所は、他の参加者の協力事務所と重複してもよいのでしょうか。</p>	<p>構造設計、電気設備設計、機械設備設計の協力事務所は、他の参加者の協力事務所と重複しても問題ありません。</p>
3	<p>説明書 p6、p19 4-(1)、9-(1) 「文書及び電子データ(CD-ROM)を持参により提出すること。」とあります。印刷した文書の提出は、参加表明書、技術提案書とも1部でよいのでしょうか。</p>	<p>説明書 6 頁 4 (1)、19 頁 9 (1) の印刷した文書の提出は、参加表明書、技術提案書とも1部でお願いします。</p>
4	<p>説明書 p19 9-(1) 技術提案書も白黒印刷するのでしょうか。</p>	<p>説明書 19 頁 9 (1) の提出された技術提案書については、白黒印刷することを想定していますが、白黒印刷した際に技術提案書の記載内容が不明瞭となる場合はカラー印刷をする場合もあります。</p>

		<p>説明書の記載が一部間違っているので訂正し、再度公示します。</p> <p>(誤) 参加表明書 (正) 技術提案書</p>
5	<p>説明書 p17 8-(3)</p> <p>予定技術者の経歴等に「再委託による業務の実績は含まない」とあります、構造設計と設備設計を再委託する予定ですが、構造設計事務所と設備設計事務所は新築設計業務を元請で受注することがないので、再委託業務を実績に含むことはできないでしょうか。</p>	<p>説明書 17 頁の予定技術者の経歴等について、説明書に記載のとおり「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成 24 年度以降公示日までに完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した業務等の実績（再委託による業務の実績は含まない）としています。</p>
6	<p>説明書 p19 9-(1)</p> <p>技術提案書も白黒印刷するのでしょうか。</p>	<p>回答 4 に記載のとおり。</p>
7	<p>様式 10</p> <p>注 3) に「担当技術者に関する資料は、担当技術者が 3 名以上いる場合は登録順位（記載の番号順）の上位 2 名、担当技術者が 2 名の場合は 1 名の資料を提出すること。」とあります。資料とは様式 11 及び様式 11 の添付書類でしょうか。</p> <p>業務の一部を再委託する協力事務所が 3 社以上あり、弊社の担当技術者と合わせて複数名の担当技術者がいても、そのうち 2 名だけ提出するという理解でよいのでしょうか。</p>	<p>様式 10 の注 3) の「担当技術者に関する資料は、担当技術者が 3 名以上いる場合は登録順位（記載の番号順）の上位 2 名、担当技術者が 2 名の場合は 1 名の資料を提出すること。」における資料とは、説明書に記載のとおり様式 11、12 及び 13 とその添付資料としています。</p> <p>また、説明書及び様式 10 に記載のとおり、担当技術者に関する資料は、担当技術者が 3 名以上の場合登録順位（記載の番号順）の上位 2 名、担当技術者が 2 名の場合は上位 1 名の資料と提出することとしています。</p> <p>なお、説明書に記載のとおり、業務実施体制（様式-10）で記載された、担当</p>

		<p>技術者が 3 名以上の時は登録順位（記載の番号順）3 位以降、担当技術者が 2 名の時は 2 位の技術者については、技術提案書添付の（様式－11）及び（様式－13）は提出不要とすることとしています。</p>
8	<p>説明書 p17 8-(3)-予定技術者の経歴等</p> <p>様式 11 は、全ての担当技術者の分を提出するのでしょうか。複数枚提出する場合の評価は、その平均という理解で良いのでしょうか。</p>	<p>説明書 17 頁の予定技術者の経歴等における様式 11 について、説明書及び様式 10 に記載のとおり、担当技術者に関する資料は、担当技術者が 3 名以上の場合は登録順位（記載の番号順）の上位 2 名、担当技術者が 2 名の場合は上位 1 名の資料と提出することとしています。</p> <p>なお、説明書に記載のとおり、業務実施体制（様式－10）で記載された、担当技術者が 3 名以上の時は登録順位（記載の番号順）3 位以降、担当技術者が 2 名の時は 2 位の技術者については、技術提案書添付の（様式－11）及び（様式－13）は提出不要とすることとしています。</p> <p>また、複数枚提出する場合の評価については、説明書 24 及び 25 頁に記載のとおり、単体企業における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式－10）で記載された担当技術者が 3 名以上の時は登録順位（記載の番号順）の上位 2 名の平均、担当技術者が 2 名の時は上位 1 名で評価することとしています。設計共同体における担当技術者の評価は、業務実施体制（様式－10）で記載された、担当技術者が 3 名以上の時は登録順位（記載の番号順）の上位 2 名の平均、担当技術者が 2 名の時は上位 1 名で、構成員毎に評価した後、それぞれの結果を平均してその値で評価することとしています。</p>

9	<p>説明書 p20 10-(1)-1)</p> <p>様式 11 を複数枚提出する場合、担当技術者の評価は、その平均という理解で良いでしょうか。</p>	<p>回答 8 に記載のとおり。</p>
10	<p>説明書 p20 10-(1)-1)</p> <p>設備設計の担当技術者の保有資格が設備設計一級建築士ではなく、建築設備士の場合でも加点対象とはならないのでしょうか。</p>	<p>説明書 20 頁 1) 予定技術者の経験及び能力の技術者資格等について、説明書に記載のとおり評価の着目点、判断基準及び評価のウェイトとしています。</p>
11	<p>業務委託説明書 (4) 業務実施上の条件 1) ①同種又は類似業務等の実績</p> <p>地方公共団体が出資する PFI 事業の SPC 企業体から発注された同種業務要件と同等の実績は、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した同種業務の実績として認められるのでしょうか。</p>	<p>地方公共団体が出資する PFI 事業の SPC (特別目的会社) から発注された同種業務要件と同等の実績については、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した同種業務の実績のうち特殊法人等が発注した同種業務の実績として判断します。</p>
12	<p>業務委託説明書</p> <p>4. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限</p> <p>9. 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限</p> <p>文書及び電子データ (CD-ROM) の提出は、各一部を提出するという理解でお間違いございませんか。</p>	<p>回答 3 に記載のとおり。</p>

13	<p>(別添-2) 参加表明書様式2、4 「業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証明する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること」とございますが、テクリスも実績の証明書類として認めていただける理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>(別添-2) 参加表明書様式2、4の「業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証明する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること」について、一般財団法人日本建設情報総合センターから発行される登録内容確認書(TECRIS 登録証)の写しについても関連資料として認められます。</p> <p>ただし、説明書に記載のとおり、第三者が同種又は類似の業務として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを提出することとし、関連資料が不十分等、実績が確認できない場合は選定しないこととしています。</p>
14	<p>予定管理技術者の経歴等(様式-2)について 同種又は類似業務経歴の業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証明する書類の写し等は、一般財団法人日本建設情報総合センターから発行された登録内容確認書(TECRIS 登録証)の写しで対応可能でしょうか。</p>	<p>回答13に記載のとおり。</p>
15	<p>企業の平成24年度以降公示日までの同種又は類似業務等の実績(様式-4)について 業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証明する書類の写し等は、一般財団法人日本建設情報総合センターから発行された登録内容確認書(TECRIS 登録証)の写しで対応可能でしょうか。</p>	<p>回答13に記載のとおり。</p>



16	<p>業務実施体制（様式－３、８）について</p> <p>単体企業の場合は、提出不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務実施体制（様式－３）について、様式－３に記載のとおり、設計共同体及び当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は業務実施体制について記載することとしています。</p> <p>また、業務実施体制（様式－８）については、参加表明書を提出しようとする全ての単体企業及び設計共同体において提出することとしています。</p>
----	--	--